

資料編

1 「なごや新交通戦略推進プラン」策定の経緯

年 月 日	事 項
2010年4月16日	第9回名古屋市交通問題調査会に「新たな交流社会を支える交通施策の推進について」諮問
4月23日	名古屋市交通問題調査会 第1回第3専門部会*
5月28日	名古屋市交通問題調査会 第2回第3専門部会
6月30日	名古屋市交通問題調査会 第3回第3専門部会
7月27日	第10回名古屋市交通問題調査会（中間報告）
8月27日	名古屋市交通問題調査会 第4回第3専門部会
10月26日	名古屋市交通問題調査会 第5回第3専門部会
11月25日	名古屋市交通問題調査会 第6回第3専門部会
12月17日	第11回名古屋市交通問題調査会（答申案）
12月27日	名古屋市交通問題調査会から「なごや新交通戦略」答申
2011年1月21日	総務環境委員会（所管事務調査） 「なごや新交通戦略及び今後の進め方」
5月20日	総務環境委員会（所管事務調査） 「なごや新交通戦略推進プラン（案）」
5月30日	「なごや新交通戦略推進プラン（案）」のパブリックコメント （～6月28日）
7月29日	第12回名古屋市交通問題調査会 「なごや新交通戦略推進プラン（案）」報告
8月8日	総務環境委員会（所管事務調査） 「なごや新交通戦略推進プラン（案）」
9月	「なごや新交通戦略推進プラン」策定・公表

※第3専門部会：名古屋市交通問題調査会条例第7条に基づき、今回の答申案の検討のため、新たに設置された専門部会

2 諮問書

22 総 企 第 1 号
平成 22 年 4 月 16 日

名古屋市交通問題調査会
会長 竹内 伝史 様

名古屋市長 河村 たかし

新たな交流社会を支える交通施策の推進について（諮問）

名古屋市交通問題調査会条例（昭和 55 年名古屋市条例第 68 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、まちづくりと連携した総合交通体系の形成に関する標記の事項について調査審議を求めます。

諮問理由

本市は、成熟社会における少子高齢化の加速及び人口減少の進行並びに深刻化する地球環境問題への対応を求められています。

こういった時代における諸問題に対処し、本市の活力を維持向上していくためには、人々の交流を活性化することが必要となってきました。

本市では、これまで貴調査会からの答申「なごや交通戦略」に基づき、自動車から公共交通へと転換する施策を推進してまいりましたが、依然として自動車利用は他の大都市圏と比べて多い状況にあります。

また、市民の自転車に対する関心の高まりに伴う施策や低公害車の普及、ICカードの導入などの新たな交通施策も展開されているところです。

このような状況を踏まえ、今後、より一層自動車利用の適正化を図り、徒歩、公共交通及び自転車を中心とした交通体系を形成していくため、本市では、今後取り組むべき交通施策に関する計画を策定する必要があると考えています。

つきましては、新たな交流社会を支える交通施策の推進について、貴調査会での調査審議を求めます。

3 答申書

平成 22 年 12 月 27 日

名古屋市長
河村 たかし 様

名古屋市交通問題調査会
会 長 竹 内 伝 史

新たな交流社会を支える交通施策の推進について（答申）

名古屋市交通問題調査会は、標記の件について平成 22 年 4 月 16 日に諮問を受け、慎重に審議を重ねてきました。

その結果を「なごや新交通戦略」としてまとめましたので、別添のとおり答申します。

4 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間、意見提出者数、意見総数

事項	内 容			
募集期間	2011年5月30日（月）～6月28日（火）			
意見提出者数	郵送など	ファックス	電子メール	合計
	132人	10人	26人	168人
意見総数	355件			

(2) 意見の内訳

項 目	件 数
1. 推進プラン全般	23件
[1]「なごや新交通戦略推進プラン」の必要性	15件
[2]名古屋の交通の現状	2件
[3]「なごや交通戦略」の成果	6件
2. なごや新交通戦略推進プラン	252件
[1]まちづくりと連携した総合交通体系	5件
[2]基本方針	18件
[3]基本方針に沿った施策の方向性	229件
3. リーディング・プロジェクトとパッケージ展開	58件
[1]リーディング・プロジェクト	35件
[2]「なごや新交通戦略」の展開	23件
4. なごや新交通戦略推進プランの実現に向けて	16件
[1]なごや新交通戦略推進プランの今後の進め方	4件
[2]「みちまちづくりパッケージ」推進プログラム	6件
[3]市民・交通事業者・行政の役割	6件
5. その他	6件
意見総数	355件

5 名古屋市交通問題調査会委員

2011年7月29日現在

	氏 名	所属・役職等
○	磯 部 友 彦	中部大学工学部教授
	伊 藤 順 彦	日本労働組合総連合会愛知県連合会名古屋地域協議会副代表
	鹿 島 としあき	名古屋市議会議員
○	加 藤 博 和	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
○	岸 田 眞 代	特定非営利活動法人パートナーシップ・サポートセンター代表理事
	後 藤 桂 一	公募委員
	榊 原 光 隆	愛知県警察本部交通部長
	島 村 千 津 子	名古屋市地域女性団体連絡協議会理事
	菅 原 章 文	社団法人中部経済連合会常務理事
	杉 浦 淳 吉	愛知教育大学教育学部准教授
	鈴 木 綾 子	公募委員
○	鈴 木 多 恵 子	消費生活アドバイザー
会長	竹 内 伝 史	岐阜大学名誉教授
○	中 川 恵 子	特定非営利活動法人中部リサイクル運動市民の会理事
	中 西 均	公募委員
副会長	西 山 八 重 子	金城学院大学現代文化学部教授
	野 田 徹	国土交通省中部地方整備局企画部長
	服 部 将 也	名古屋市議会議員
	ば ば の り こ	名古屋市議会議員
	坂 野 公 壽	名古屋市議会議員
	古 橋 利 治	名古屋商工会議所常務理事・事務局長
●	森 川 高 行	名古屋大学大学院環境学研究科教授
○	森 田 優 己	桜花学園大学人文学部教授
	山 口 清 明	名古屋市議会議員
	山 田 周 司	愛知県地域振興部長
	吉 永 隆 博	国土交通省中部運輸局企画観光部長

注1) 敬称略、50音順

注2) ●は第3専門部会の部会長、○は第3専門部会の委員

(途中で交代した委員)

	氏 名	所属・役職等
	五十嵐 登	愛知県警察本部交通部長
	鎌倉 安 男	名古屋市議会議員
	小島 由公香	公募委員
	こんば のぶお	名古屋市議会議員
	田口 一 登	名古屋市議会議員
	田山 宏 之	名古屋市議会議員
	橋本 昌 典	国土交通省中部運輸局企画観光部長
	長谷川 由美子	名古屋市議会議員
○	広瀬 幸 雄	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	藤沢 忠 将	名古屋市議会議員
	ふじた 和 秀	名古屋市議会議員
	森 勝 彦	国土交通省中部運輸局企画観光部長
	山内 拓 男	社団法人中部経済連合会専務理事

注1) 敬称略、50音順

注2) ○は第3専門部会の委員

注3) 所属・役職等は委員当時

6 名古屋市交通問題調査会条例

昭和 55 年 12 月 15 日

条例第 68 号

(設置)

第 1 条 本市に市長の附属機関として、名古屋市交通問題調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 調査会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 市営交通事業の運営及びこれに関連する交通問題に関すること。
- (2) まちづくりと連携した総合交通体系の形成に関すること。

(報告及び意見の聴取)

第 2 条の 2 市長は、必要に応じ、前項の答申に基づき、又は当該答申を参考として行った取組について、調査会に報告し、意見を聴くことができる。

(組織)

第 3 条 調査会は、委員 30 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 調査会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 調査会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 調査会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 調査会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を調査会に報告する。
- 3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 5 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議の議長となる。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第8条 調査会に幹事若干人を置くことができる。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて調査会の事務を処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和56年規則第9号で昭和56年2月14日から施行)

附 則 (平成6年条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第66号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成15年規則第6号で平成15年3月28日から施行)